

大阪市条例第66号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
項番号	執行機関	事務	特定個人情報	項番号	執行機関	事務	特定個人情報
[略]				[同左]			
8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若</u>	[略]	8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく <u>条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって市規則で定めるもの</u>	[同左]

	<u>しくは森林 環境税に関 する調査 (犯則事件 の調査を含 む。)に関す る事務であ って市規則 で定めるも の</u>							
[略]			[同左]					
備考 表中の[]の記載は注記である。								

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。